

VI 国際化への対応

1 国際交流活動

(1) 「積極的・戦略的国際交流」の取組

これまでの10年間で振り返って、日弁連の国際交流活動を一言で言えば、「積極的・戦略的国際交流の推進」ということができる。

日弁連では、それまでの国際活動を振り返り、その国際戦略(ミッション・ステートメント)を2016年2月18日に発表した。同ステートメントでは、弁護士が基本的人権を擁護し社会正義を実現するという使命に基づき、法の支配の実現を目指し、平和を希求してきたと明示し、国際的な社会においても、その歩みを基礎に、国際的な信頼を築きあげるための積極的な活動を行うとしている。具体的には国境を越えた弁護士活動の職業倫理についての提言・研修、弁護士の独立・法の支配・基本的人権の普遍的実現を目指した諸活動を行い、外国弁護士会、国際法曹団体、及び国際機関との交流と連携を図っている。国内で培ってきた人権・公益活動とこれまで築いてきた国際舞台での活動を基礎として、日弁連は海外でも信頼される弁護士会として認知されている。その存在感を更に増して国際舞台でのリーダーシップを発揮できるように、積極的・戦略的国際交流を展開することが重要である。上記ミッション・ステートメントでは、以下の通り述べられている。

- ① 国際社会における弁護士業務の在り方、弁護士会の在り方につき、業務規制、弁護士倫理の確立等の観点において、国際的知見に学び、これを会員に還元する。
- ② 国際化に対応するための組織体制を確立し、国際的に情報発信を行い、国際法曹団体や国際機関と連携し、もってルール・メイキングに積極的にかかわる。
- ③ 上記の活動を行うに際して、人種、ジェンダー及び法文化等に関する多様性に対する認識を高め尊重し受容するとともに、国際的な意思決定過程においてかかる多様性及び地理的バランスが確保されるよう追求する。

このような積極的・戦略的活動を行うに当たり、従来国際交流を担ってきた国際交流委員会や執行部

外交を担ってきた国際室だけではなく、国際活動に関する協議会を始めとする日弁連内の他の組織が連携してその国際交流活動を担っているといえる。

(2) 海外法曹団体での役割

日弁連では、現在、以下の国際法曹団体に加盟し、又は友好協定を締結している。IBA(国際法曹協会)、LAWASIA(アジア太平洋法律家協会)、ICB(国際刑事弁護士会)、ILAC(国際司法支援協会)、AIJA(若手法曹国際協会)、UIA(国際弁護士連盟)及びIPBA(環太平洋法曹協会)である。また、毎年開催されるPOLA(アジア弁護士会会長会議)及びIILACE(世界弁護士会事務総長会議)に、それぞれ会長及び事務総長が参加し、日弁連の活動を紹介してきた。

また、2014年にはIBAの年次大会、2017年にはLAWASIAとAIJAの年次大会を日本に招致し、日弁連の国際舞台での存在感を高めただけでなく、多くの会員が参加して外国の法曹と交流を深めた。さらに、IBAの地域会議や委員会の会議も日本で開催されており、引き続きそのような国際会議の開催を招致することは、上記のミッション・ステートメントの目的に添うものである。

また、直近の10年間で、川村明会員(第二東京弁護士会)がIBAの会長となり、鈴木五十三会員(第二東京弁護士会)がLAWASIAの会長となった。さらに日弁連が会員として参加している各国際法曹団体において、多くの会員が当該団体の部門の執行部に役員として参加し日弁連の意見を述べ、その活動に反映されるよう尽力する等のルール・メイキングに参加してきた。特に、最近IBAが弁護士コアバリューや倫理についてガイドラインを公表し、FATF(金融活動作業部会)、弁護士通信秘密、外国弁護士制度、弁護士会への政府の介入等について積極的に発信しているが、それらに日弁連の意見が反映され、日本の制度にもよい影響を招来することが重要である。

今後とも、有為の会員を国際法曹団体に積極的・戦略的に輩出し、活躍できるように日弁連として努力をしていく必要がある。他方で、それらの団体で得た知見は、『自由と正義』やホームページ上に掲載されて広く会員が裨益できるように配慮すると同時

に、各委員会等の活動にも有益な情報を提供することに努める必要がある。

(3) 外国弁護士会との交流

① 日弁連の取組

日弁連では、現在以下の外国弁護士会と友好協定を締結している。オーストラリア弁護士連合会、カンボジア王国弁護士会、大韓弁護士協会、米国法曹協会、ドイツ連邦弁護士連合会、パリ弁護士会、ベトナム弁護士連合会、ロシア連邦弁護士連合会、シンガポール弁護士会、中華全国律師協会、フランス全国弁護士会評議会、モンゴル法曹協会・モンゴル弁護士会、マレーシア弁護士会である。日弁連では2017年9月28日の正副会長会で「友好協定の締結等に関するガイドライン」を承認し、日弁連との交流歴や交流を持つことの意義などを勘案して友好協定を締結するかどうか判断することとしている。

日弁連では、友好協定締結後も協定先の弁護士会と交流を重ねている。例えば、大韓弁護士協会とは1987年から開催している定期交流会を、2011年から日韓バーリダーズ会議と改称して共同でセミナーを開催しており、中華全国律師協会とも定期的な相互訪問をしている。他方で、友好協定締結先以外の弁護士会との交流も積極的に推進している。例えば、香港律師会とは毎年若手弁護士のインターン交換制度を実施し、欧州弁護士会評議会(CCBE)及び中華全国律師協会とは共同で三極会議を毎年開催している。また、フィリピン統一弁護士会とは2017年以降、両国の家族法の問題を取り上げて定期的に両国でセミナーを開催している。

こうした交流を通じて、会員へ有益な情報を提供するとともに、日弁連の政策立案に資する情報収集の場となっていることは特筆すべきことである。

② 弁護士会の取組

外国の弁護士会と日弁連による交流に加えて、弁護士会による外国の都市弁護士会を中心とした弁護士会との交流も盛んに行われており、52弁護士会のうちの半数近くの弁護士会がそのような交流活動を行い、情報収集と会員への情報提供を実施している(その詳細は、2018年度版弁護士白

書を参照のこと)。

(4) 国際交流セミナー等の情報提供活動

日弁連では、国際社会における弁護士業務の在り方、弁護士会の在り方に関して国際的知見に学び、これを会員に還元するというミッション・ステートメントのもとで、全国の弁護士会に呼びかけて、2018年3月及び2019年2月に国際活動に関する協議会及び国際交流委員会が中心となって「国際活動に関する交流会(今、地方で国際化)」と題するセミナーを連続して開催した。このように、日弁連の多くの会員に国際交流の普及を行い、参加を呼びかける取組が行われている。

(5) 日弁連の国際交流の課題

最近10年の日弁連の国際活動は「積極的・戦略的国際交流の推進」であったが、以下に述べるような課題もある。

① 日弁連の体制整備

上記のようなミッション・ステートメントを効果的に実現し、国際交流を充実させるためには、日弁連内の体制整備の戦略的強化が課題である。正副会長並びにそのサポートにあたる国際室、国際交流委員会、国際活動に関する協議会及びその他の委員会がその役割を担っており、さらに弁護士会による交流活動も複合的に実施されている。他方で、これらの活動が有機的に十分機能してこなかったこともある。毎年変わる執行部による執行部外交の限界もある。顔の見える継続的な国際交流を複数の組織が有機的に行う必要がある。

② 国際交流人材の育成

国際交流は「人」の交流であり、それを担う人材が日弁連や弁護士会の国際交流活動に意義を感じて継続的に参加することができる仕組み作りが必要である。そのために、国際会議に参加する若手会員派遣制度、日弁連海外ロースクール推薦留学制度、海外法律事務所でのインターンシップ制度などの更なる推進と強化が求められている。

矢吹 公敏(東京)

2 国際司法支援活動

(1) 2008年までの取組

日弁連が国際司法支援活動(法整備支援活動)を始めたのは、1990年代半ばであり、2000年から2010年まで行ったカンボジア弁護士会支援が、最初の大型プロジェクトであった。同プロジェクトでは、JICAからの資金を得て、中断していたカンボジアの弁護士養成校を復活させる支援を中心に活動した。同校は、日弁連の支援終了後も存続し、その後現在に至るまで、毎年40名～70名の弁護士を養成し続けており、日弁連の支援が具体的な成果に結びついた一例である。

JICAは、東南アジア諸国の司法省や最高裁に対し、民法・民訴法の起草、調停制度の整備などの支援を行っているが、1995年から現在まで、この活動に現地専門家として、現在までに延べ53人の弁護士がアジア諸国等に赴任している(うち日弁連推薦は45人)。

なお、日弁連はJICAとの間で、2008年6月25日、法整備支援分野における人材の育成及び開発途上地域への国際協力の実施を目的として、連携協力協定を締結した。

(2) 対象国別の活動

① ベトナム

ベトナムには以前から各県に単位弁護士会は存在していたが、2009年に初めて全国組織としてのベトナム弁護士連合会(Vietnam Bar Federation、VBF)が設立された。この動きを受けて、JICAからVBFのメンバーに対する本邦研修実施の依頼がなされ、以後、現在まで毎年実施されている。日弁連は、現地専門家として派遣された弁護士を通じるなどして、VBFと調整し、適切なテーマを選定し、VBF自体の管理運営能力、及びベトナム弁護士への実務支援能力の強化を目指した研修を行ってきた¹。未だ政府側の理解が得られず具体化には時間がかかる見込みではあるものの、VBFが日本の当番弁護士制度に触発され²、同国に同様の制度導入を計画していることも、特筆すべきである。また、VBFは、2018年時点で、日弁連の弁護士職務基本規程や会則を参考に、VBFの弁護士倫理規定や定款を改正すべく準備している。

② ラオス

ラオスについては、法務省・JICAが実施する法整備支援プロジェクトのカウンターパートに弁護士会が含まれていないこともあって、日弁連独自の資金でラオス弁護士会(Lao Bar Association、LBA)に対する支援を行っている。具体的には、2012年より公益財団法人東芝国際交流財団からの支援と日弁連自身の資金とを合計して、毎年200万円から300万円程度の予算規模で、司法アクセス、弁護士の継続教育、弁護士養成等に関する支援を行ってきた³。2015年には、現地に新司法研修所が設立されており、2016年と2017年は、同所の弁護教官の教授法を改善するためのプログラムを実施した。

現在、法務省・JICAの支援で民商事法の立法作業が進展し、2018年12月には民法が制定された。これら新しい立法の運用に、ラオスの弁護士が対応できるように支援することも今後ますます重要になってくるものと思われる。

③ カンボジア

カンボジアに対する支援は、弁護士養成校運営を中心とする2001年から2010年までの支援プロジェクトが終了した後、その規模を縮小していたが、2016年12月に新弁護士会長と今後の支援について協議し、既存の弁護士に対する継続教育の支援を行うこととした。カンボジアでは、わが国の支援で起草された新民法・民訴法が公布・施行されているが、その具体的な適用、運用について十分な経験がなく、実務上の混乱等が生じている。そこで弁護士が実務上よく遭遇する分野を継続教育で取りあげることとし、2017年度は遺産分割と離婚、2018年度は民事執行と民事保全につき、起草作業にかかわった法務省国際協力部の協力を得て、カンボジア弁護士講師と共同で現地セミナーを実施した(なお、同セミナーはインターネット上でも視聴できる)。

④ モンゴル

モンゴルに対する支援としては、同国にJICAから派遣されていた弁護士の長期専門家を中心に始められた調停制度の支援に関連し、必要となる調停人養成のための本邦研修をJICAから受託し

て行って来た(2011年から2015年まで)。この間の活動を通じて、モンゴル弁護士会との関係が深まったことから、2013年から、旅費、宿泊費、及び通訳翻訳費はモンゴル側が全額負担し、研修の講師のみ日本側で手配する形式での、自主来日型の研修が開始され、本年まで毎年実施されている⁴。日弁連は、2017年11月、モンゴル弁護士会及びモンゴル法曹協会と友好協定を締結した。

(3) その他の活動

① アジア司法アクセス国際会議

2008年10月にマレーシア弁護士会と共催で「司法アクセスと弁護士会の役割」をテーマに、主として東南アジア諸国の弁護士会関係者を集めて、マレーシアで国際会議を開催した。これが皮切りとなり、第2回会議が、2010年8月にオーストラリア弁護士連合会とインドネシア統一弁護士会の共催で、オーストラリア・ブリスベーンにて開催され、第3回会議は、2014年2月に日弁連とカンボジア弁護士会との共催で、カンボジアにて開催された。

② 若手弁護士向け研修

2012年度、国際司法支援活動に取り組もうとする若手弁護士向けに、「次世代の国際司法支援を担う弁護士養成研修」と題して、世界銀行、法務総合研究所、JICA、大学教授、国際交流委員会委員などを講師とした連続研修を実施した。同様の研修を2015年度及び2017年度にも実施した(2017年度は、研修内容を国際交流活動にまで拡大して実施)。

③ 司法アクセスに関する多国間研修

2018年11月、JICAの委託により、各国の司法アクセスに関する制度を具体的に改善、向上させることを目的として、アジア、アフリカの6カ国から、司法省職員など司法アクセスに関する国の制度設計に関与できる人を招聘し、2週間の本邦研修を実施した。

(4) 民主化に逆行する国への支援

日弁連の支援については、近年、民主化に逆行する国に対しても行うべきかどうかという重い課題が生じている。例えばカンボジアでは、長期政権を続けるフン・セン政権が、2017年9月に最大野党党

首を国家転覆罪で逮捕し、11月には政府の申立てに応じ、カンボジア最高裁が同党の解党を命じた。その結果、2018年7月に行われた総選挙では、議会の全議席を与党が独占することとなった。また、政権に批判的な新聞やNGOに対し、さまざまな圧力がかけられている。このような国に対しては、人権状況が改善されるまで支援を停止すべきという意見もあり得る。

日弁連は「国際司法支援活動の基本方針」(2009年3月18日理事会決議)を定め、日弁連の行う国際司法支援活動も、国内の活動と同様、基本的人権の保障と恒久平和主義及び法の支配の理念の下に行われるべきものとしたうえで、人権侵害が行われ民主化が図られていない場合であっても、「基本的人権・自由の保障の拡大という点において有効な国際司法支援が可能であれば、これを実施しあるいはこれに参加することは基本方針に沿うもの」(同基本方針の解釈指針)であるが、日弁連の国際司法支援が「対象国の人権抑圧的な体制を助長する結果を招来したり、その体制を正当化する結果とならないよう配慮」(前同)すべきと定めて、このような事態への対処方針を示している。カンボジアへの支援もこれに則って行っており、具体的には、法の支配が社会の隅々まで定着するよう、現地住民の日常的な法律問題に関連するテーマを選んで弁護士向けのセミナーを行うとともに、現地の国際機関や有識者との意見交換などを行って、日弁連の支援の評価を確認しつつ進めているところである。

- 1 これまでの本邦研修で実施したテーマは以下の通りである。2009年度「日本弁護士連合会の組織、活動」、2010年度「弁護士職務基本規程、弁護士会の役割およびその連合会との関係」、2011年度「ベトナム弁護士連合会・各省弁護士会の組織強化、弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策」、2012年度「刑事司法における弁護人の権利の確立を目指して」、2013年度「地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治」、2014年度「効果的な弁護士向け研修」、2015年度「自己管理制度下における、弁護士に対する苦情処理の解決、弁護士の規律維持、弁護士の権利・利益保護」、2016年度「弁護士連合会、単位弁護士会の機能・組織の強化」(当番弁護士制度)。2017年度「日弁連及び弁護士会の懲戒制度、研修制度、立法関与及び広報活動」、2018年度「弁護士倫理規定、及びVBF定款の変更・組織改革(弁護士業務と会務の両立を目的として)」。
- 2 2017年7月に、山口健一弁護士(2016年度日弁連副会長)がベトナムに赴いてセミナーを開催した。
- 3 これまでに実施したプログラムは以下の通りである。2012年度「市民の司法アクセスを阻害する諸問題及び解決策」(国際会議及び法律相談会)、2013年度「法律相談スキルに関する

ワークショップ」(現地ワークショップ)、2014年度「ラオスの新司法研修制度に対応した弁護士養成研修準備プロジェクト」(現地セミナー及び本邦研修)、2015年度「ラオスにおける弁護士制度の法的基盤強化支援プロジェクト」(LBA側の事情により中止)、2016-17年度「ラオスの新司法研修制度における弁護士養成改善プロジェクト」(本邦研修及び現地セミナー)。

4 これまでに実施された研修のテーマは以下の通りである。2013年度「弁護士会及び法制度についての研修」、2014年度「弁護士の責任」、2015年度「国際契約」、2016年度「株主代表訴訟」。2017年度「日本の会社制度及び株主代表訴訟」。

外山 太士(東京)

3 国内の法的サービス市場の開放への対応

(1) 外弁制度の歴史

弁護士法の施行された1949年9月1日当時、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)による占領中の日本で活躍した米国の弁護士を中心に、わが国で活動しており、外国の弁護士となる資格を有し、かつ、日本国の法律について相当の知識を有する者で最高裁判所の承認を受けた外国人弁護士が日弁連に準会員として登録された。準会員の新規登録は1955年に弁護士法の一部改正により廃止され、既存の準会員も2012年を最後にいなくなった。また、1971年の沖縄施政権の返還に伴って、一定の要件の下に弁護士業務を行うことが認められた沖縄弁護士は日弁連の特別会員となった。

その後、日本の経済発展や国際情勢の変化に伴い、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(以下「外弁法」という。)が1986年5月23日に成立し、1987年4月1日から施行された。外弁法は、相互主義に基づき、外国弁護士の資格を有し本国において5年以上の職務経験を有する者に、外国法事務弁護士として日本において原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開くことにより渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とされた。日本に対し外国弁護士の受入れを強く求めていた米国でも、外弁法の制定当時に外国弁護士を受け入れる制度を有していたのはニューヨーク州だけであり、外弁法が相互主義を採用することにより、その施行までに米国の日本と関係が深い州に外国弁護士を受け入れる制度を導入させることができた。弁護士と外国法事務弁護士の事務所の共用が認められたが、

共同事業が禁止され、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が禁止され、外国法事務弁護士の資格が個々の弁護士に限られ、事務所名称には「外国法事務弁護士事務所」の表示が要求され、本国のローファームの名称が外国法事務弁護士個人の氏名に付加してしか使用できなかった。外弁法には施行後以下のとおり5回にわたり重要な改正がなされた。

① 1994年改正法(1995年1月1日施行)

1989年1月にアメリカ合衆国通商代表部代表が日本政府に外弁制度について5項目(共同事業、雇用、職務経験要件、事務所名称及び仲裁代理)の規制緩和を要求して、その直後ヨーロッパ共同体(EC)代表部(当時)からも同様の要求がなされた。1992年9月、法務省と日弁連の共催による外国弁護士問題研究会(以下「第1次外弁研」という。)が設置された。第1次外弁研の報告書に基づき、(ア)日本国内の弁護士又は外国法事務弁護士の事務所ドレーニーとしての職務経験が2年を限度として職務経験に算入されることが認められ、(イ)外国法事務弁護士の所属するローファームの名称、使用される地名及び普通名詞等を事務所名称として使用することが許容され、(ウ)別個の独立した事務所を有する5年以上の経験を持つ弁護士と外国法事務弁護士が、訴訟事件等の特定の禁止領域以外のすべての事案を同一の場所で共同事業を営み、それから発生する収益を分配することが特定共同事業として認められた。また、1986年9月から開始された関税及び貿易に関する一般協定(GATT)ウルグアイ・ラウンドから外弁制度を含むサービス貿易も自由化の交渉対象とされたため、GATTの最恵国待遇の原則の下で、相互主義を維持するには義務免除を求める必要があったが、EC及び米国の要求により日本政府が日弁連に対しGATT締約国に関しては相互主義の要件をなくして最恵国待遇義務免除を求めることを断念するように強く要請した。このような状況の下で、1993年12月3日の日弁連臨時総会において、相互主義をGATT締約国に関して廃止することが承認された。ウルグアイ・ラウンド終結後、GATTはWTO体制に移行し、サービスの貿易に関する一般協定はGATSと略され、WTO協定の

一部として1995年1月1日に発効したため、相互主義がWTO加盟国に対し要求されないことが改正法に盛り込まれた。

② 1996年改正法(1996年9月1日施行)

1994年6月、法務省と日弁連の共催による国際仲裁代理研究会(以下「第1次仲裁代理研」という。)が設置された。第1次仲裁代理研の報告書に基づき、外国弁護士には、仲裁の準拠法にかかわらず、かつ、外国法事務弁護士として日弁連に登録しているか否かにかかわらず(但し、日弁連に登録していない外国弁護士は、原資格国で依頼され又は受任した場合に限る。)、日本国内を仲裁地とする民事に関する当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する国際仲裁事件の手續に当事者の代理人として参加することが認められた。

③ 1998年改正法(1998年8月13日施行)

1996年12月、法務省と日弁連の共催により外国弁護士問題研究会(以下「第2次外弁研」という。)が設置された。第2次外弁研の報告書に基づき、(ア)原資格国における職務経験を3年とし、かつ、日本国内のトレーニーとしての経験のうち1年の算入を認め、また、原資格国以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として原資格国の法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を原資格国における職務経験に含めることを認め、(イ)第三国の資格を有する弁護士から事前の書面による意見を得て、当該第三国に関して助言することが許容され、(ウ)特定共同事業の対象が、国内訴訟案件であっても、外国法に関する知識を必要とするものか、当事者の一方が、その住所又はその本店が外国にあるか、又はその発行済株式の2分の1以上を外国会社が保有する場合にまで拡張された。

④ 2003年改正法(2005年4月1日施行)

2001年6月の司法制度改革審議会の意見書を踏まえて、複雑・多様化する国際的な法律問題についてのユーザーのニーズを満たすために、弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働に関する規制を緩和する観点から、(ア)外国法事務弁護士による弁護士の雇用を解禁したが、外国法事務弁護

士の権限外法律事務の取扱いについて、被雇用弁護士に対する雇用関係に基づく業務命令を禁止し、(イ)特定共同事業に代わり、弁護士と外国法事務弁護士が対象とする法律事務の範囲を制限されることがない外国法共同事業が新設されたが、外国法事務弁護士の権限外業務の取扱いについて、外国法共同事業を営む弁護士への不当関与を禁止し、(ウ)外国法共同事業を営む外国法事務弁護士が、弁護士と事務所を共にし、かつ、外国法共同事業の対象とする法律事務の範囲に制限を設けない限り、「外国法共同事業」の文字とともに使用する場合には「法律事務所」を事務所名称として使用することが認められた。

⑤ 2014年改正法(2016年3月1日施行)

2008年5月、法務省と日弁連の共催により外国弁護士制度研究会(以下「第3次外弁研」という。)が設置された。第3次外弁研の報告書に基づき、弁護士法人と同様に、制度基盤の整備の観点から、外国法事務弁護士法人制度が導入された。

(2) ABSへの対応

英国において、2011年以降、非弁護士によって所有・経営される法律事務所の形態(ABS)が認められている。日弁連では、そうした外国弁護士が日本で外国法事務弁護士として登録する場合の影響及び方策等について検討を進め、2017年5月27日の日弁連定期総会において、一定の範囲のABSに所属することを禁止する外国法事務弁護士職務基本規程等の改正(2018年4月1日施行)が承認された。

(3) 外弁制度の現状

外国法事務弁護士は法務大臣があらかじめ日弁連の意見を聴いて外国法事務弁護士となる資格を承認し、日弁連に備える名簿に登録されなければならない。その登録は申請者が入会を希望する弁護士会を経由して日弁連が行っている。日弁連は法務省と協力して承認・登録手続の透明化・簡素化に努めている。2018年4月1日現在、外国法事務弁護士の登録は412名となっている。

外国法事務弁護士は原資格国法の法律事務のうち一定の法律事務を除く法律事務を行うことができる。また、外国法事務弁護士は原資格国以外の外国における外国弁護士となる資格をも保有している場

合等にその指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士の資格は個々の弁護士に限られ、外国法事務弁護士には180日以上日本在留条件が課せられている。

(4) 今後の検討課題

法務省と日弁連の共催により2015年3月に設置された外国法事務弁護士制度に係る検討会及び2018年8月に設置された外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会の各報告書が公表されており、それらに基づく更なる規制の緩和のための外弁法改正が予定されている。

牛嶋 龍之介 (第二東京)

4 会員の国際活動支援と広報

(1) はじめに

2016年2月に策定された日弁連の「国際戦略(ミッション・ステートメント)」においては、グローバル化・国際化の中で、個々の会員が基本的人権の擁護・社会正義の実現という使命に基づき、効果的に公益活動を行うとともに活動領域を拡充できるよう制度的な支援を行っていくこと、また、国際活動を行うための専門知識と経験を備えた弁護士層を養成し、拡大することが掲げられたこともあり、日弁連は、国際分野での活躍を目指す会員に対する支援を強化している。

(2) 日弁連海外ロースクール推薦留学制度

2018年は、日弁連がニューヨーク大学(米国)との間で海外ロースクール推薦留学制度を開始してから20周年という節目の年であった。本制度は、公益的な活動(法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力及び国際貢献に係る活動を含む。)に取り組む会員に海外留学の機会を提供し、会員の国際化を支援しようとするものである。発足後、対象校をカリフォルニア大学バークレー校(米国)、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(米国)、エセックス大学人権センター及びロースクール(英国)並びにシンガポール国立大学と拡大し、また、留学に伴う会員の経済的負担を軽減するため留学成果の還元等一定の条件を満たした留学生に対する活動支援費の支給

を開始するなど制度を拡充してきた。発足以来2018年度までに64名の会員を留学生として派遣してきたが、2009年度から2018年度までの10年間では44名の会員を派遣しており直近10年間で派遣者数が増加している。本制度を利用して海外留学を経験した会員の中には留学によって得られた知見を国際人権NGOの立ち上げなどの公益的な活動に活かして活躍する会員も多く存在する。

(3) 若手会員の国際会議派遣制度

日弁連では、若手会員の国際化を支援し、弁護士の活動領域を国際的にも拡大するための一つの方策として、2011年に、国際法曹団体等が主催する国際会議へ10年目以内の若手会員を派遣し、参加費用を一部補助する制度を導入した。2018年度までに本制度による補助を受けて国際会議に参加した会員は延べ161名となっている。また、海外で開催される国際会議に加え、国際法曹団体の会議が日本において開催される場合にも若手会員に対して国際会議への参加支援を行っている。例えば、2014年に開催されたIBA(国際法曹協会)東京大会や2017年に開催されたLAWASIA(アジア太平洋法律家協会)東京大会への参加について、若手会員に対する支援を行っている。

国際会議への参加は若手会員にとって比較的容易に国際活動に参加できる機会であるため、本制度は国際分野で活躍できる人材のすそ野を広げるという点で着実に成果を上げつつある。

(4) 香港律師会との間のインターンシップ制度

2014年度からは、香港律師会(Law Society of Hong Kong)との間でインターンシップ制度を実施している。この制度は、若手会員を香港の法律事務所に派遣し(渡航費用等の一部を日弁連が補助)、また、香港律師会所属弁護士を日本の法律事務所において受け入れる制度であるが、若手会員に香港の法制度や法実務に直接触れる機会を提供するものであり、日本企業のアジア地域をはじめとする海外展開をサポートできる最新の知識と経験を備えた弁護士の層の拡大という目的に貢献してきている。

(5) 国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー(キャリアセミナー)

法曹の国際活動を推進し、日本の法曹が国際機関

や途上国での司法支援、外交交渉等の国際舞台で活躍を推進するための取組について、2009年頃に日弁連、外務省、法務省において意見交換をした。その結果、中長期的な視野で国際分野への関心を持つ法曹界の人材を増やすこと、とりわけ、国際舞台への意識・関心を持ち、かつ、深めてもらうことが重要であることが確認された。

そこで、2010年度から、国際的なキャリア形成を目指す弁護士、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象に、多様な国際業務についての理解を深めてもらうことを目的として、毎年「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を外務省・法務省の共催、国際法学会・法科大学院協会の後援を得て実施している。

(6) 国際公務キャリアサポート

近年、若手会員を中心に、キャリア形成の一つとして国際公務(国際機関を含むがそれに限らず官公庁やNGO等のために職員・専門家として行う国際的業務を含む。)分野でのキャリア構築に関心を持つ会員が増えつつある。日弁連では、従前よりこれらのキャリア構築支援に積極的に取り組んできたが、より戦略的かつ効果的な支援を行うため、2016年に「法律サービス展開本部国際業務推進センター」の中に「国際公務キャリアサポート部会」を設置し、この分野での取組を強化している。取組の具体例としては以下のようなものがある。

① 各種セミナー・イベントの実施

国際機関への就職に関心を持つ弁護士を対象に、外務省国際機関人事センターと協力して、2004年から「国際機関キャリア情報セミナー」を開催し、国際機関職員に求められる資質、職務内容、そしてJPO派遣制度¹といった国際機関職員になるための具体的方法についての情報提供を行っている。その他、国際機関職員が帰国した際等には「国際公務キャリアサポート講演会」と銘打ってセミナーやイベントを開催し、当該国際機関の活動紹介や弁護士の就職可能性について広報を行っている。

また、国際公法にかかわる業務や国際機関等の就職に関心を持つ会員を対象に、法律実務家向けの国際公法の専門知識を学ぶ機会を提供するた

め、「国際公法の実務研修連続講座」を2016年度及び2018年度に実施している。

② 国際機関駐日事務所等でのインターンの実施

国際機関への就職においては若いうちから関連した分野でのキャリアを積むことが重要であり、将来国際機関に就職するための足がかりとなる機会を提供したいとの考えから、2010年度より、会員を対象とする国際労働機関(ILO)駐日事務所におけるインターン制度が導入された。その後、2012年度より赤十字国際委員会(ICRC)駐日事務所、2015年度より国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)東京事務所でのインターン制度をそれぞれ開始した。

③ 国際公務キャリアサポート体制

日弁連では従前より国際機関への就職を希望する弁護士が経歴等を外務省国際機関人事センターに登録する「国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度」の運営に協力するなど志望者とポストとのマッチングに努めてきた。しかし、特に国際機関での勤務については、ポストそのものが要求する経歴・資質面のハードルがそれなりに高いだけでなく、ポストの競争性が高く、人とポストをつなぐマッチングのための有効な情報の個別性・ノウハウ要素が強く部外者には把握しにくいこと等から、一般的な情報提供や研修だけでは支援方策として限界があるという状況が存する。このため、2017年に、国際公務分野でのキャリアを志望する弁護士からの相談に対して、助言や人的ネットワークを提供し得る国際機関勤務の経験者等が各志望者の実情に即した個別具体的なアドバイスをを行う「国際公務相談窓口」を設置し、また、日弁連からの情報提供のほか国際公務志望者間での双方向の情報交換やネットワーク構築への活用を目的とした「国際公務志望者メーリングリスト」も開設した。多くの会員がこれらの新しい制度を活用して国際公務分野でキャリア構築できるようになることを期待したい。

(7) 広報活動

上記の各種会員向け支援制度については、日弁連ウェブサイトの会員専用ページ等に情報を掲載するほか、関連する委員会等のメーリングリストへの投

稿、チラシの配布、委員会ニュースや日弁連新聞への投稿、関連委員会への直接説明等により適時広報を行っているが、未だ周知が十分とはいえない状況である。支援制度の中には年齢や修習期の制限が設けられているものもあるため、弁護士登録後早い時期に支援制度の全体像を把握できるよう、また、実際に支援制度の利用を希望・検討する段階で適時に必要な情報を入手できるよう、広報手段の拡充に取り組んでいる。

- 1 外務省の実施する将来的に国際機関で働く意思のある若手日本人(35歳以下)を国際機関に2年派遣する制度。

松井 敦子(第一東京)